

海外における家畜遺伝資源、改良成果保護の情勢

地域	対象物	保護の根拠	保護の内容
北米	乳用牛の 遺伝資源	民間契約	改良会社が提供した精液、受精卵によって生産した受精卵、子牛について、クライアントは、改良会社によるゲノミック評価が行われるまで、当該受精卵、子牛を販売してはならない。 当該受精卵、子牛について、改良会社が第一購入権を有する。 → 他者の生産した家畜、家畜遺伝資源を自社の改良成果として獲得
欧州	肉用豚の 遺伝資源	民間契約	改良会社が提供した精液、家畜は、種豚改良への利用の禁止（最終的に肥育用の家畜の作出にのみ利用できる）。 → 他者の改良利用を制限することによる自社の改良成果の保護